



鳥取県公報

令和5年9月5日（火）
第9527号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	知事指定薬物の指定（430）（医療・保険課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	指定居宅サービス事業者の指定（431）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・・・ 3
	土地改良区の役員の退任（432）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 3
	土地改良区連合の役員の退任（433）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等（41）・・・・・・ 3
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 4

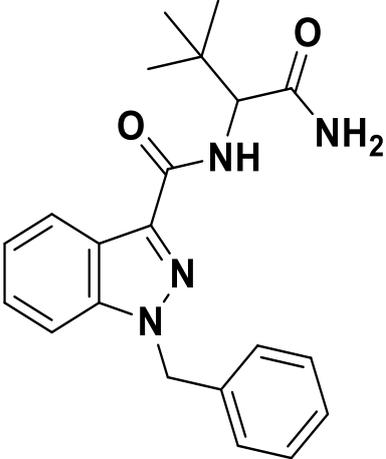
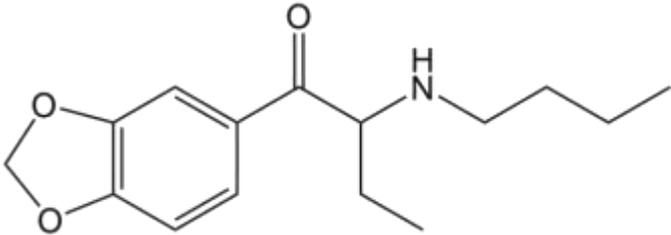
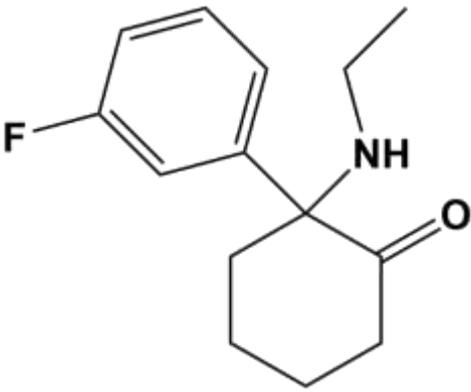
告 示

鳥取県告示第430号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年9月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
5-知(1)-4	ADB-BINACA	<p>N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ベンジル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類</p> 
5-知(1)-5	N-Butylbutylone、N-Butyl norbutylone	<p>1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサソール-5-イル)-2-(ブチルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類</p> 
5-知(1)-6	FXE、Fluorexetine	<p>2-(エチルアミノ)-2-(3-フルオロフェニル)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類</p> 

鳥取県告示第431号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月5日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社フォージオ	デイサービスセンター悠	東伯郡湯梨浜町大字はわい温泉31-2	令和5年9月1日	通所介護

鳥取県告示第432号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年9月5日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事 小 松 一 雄 東伯郡琴浦町大字赤碕779

令和5年8月11日退任

鳥取県告示第433号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が退任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和5年9月5日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事 小 松 一 雄 東伯郡琴浦町大字赤碕779

令和5年8月11日退任

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第41号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和5年9月5日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,142

鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数 45,708

鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を

乗じて得た数とを合算して得た数	142,847
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	50,896
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,375
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,527
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,226
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,127
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,269
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,854
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,236
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	2,854

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和5年9月5日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在 地	開発行為 を行う土 地の所在 地	開発行為 の目的	土 地 の 面 積			開発行為の 工期	開発行為 の許可年 月日
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしよう とする森 林の土地 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
景山総業有限 会社 代表取締役 景山 潤一	鳥根県安 来市神庭 町83	西伯郡伯 耆町三部 地内	真砂土採 取及び資 材置場	14.0584ヘ クタール	13.3039ヘ クタール	4.2008ヘ クタール	令和5年8 月23日から 令和8年8 月22日まで	令和5年 8月23日